

愛知県地域防災計画の修正(案)要旨

I 地域防災計画修正の根拠

都道府県地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第40条）。

また、地域防災計画の作成、修正は都道府県防災会議の所掌事務とされている（災害対策基本法第14条）。

II 愛知県の取組みに係る修正事項

1 南海トラフ地震発生時における広域受援体制の確保に係る修正

- ・南海トラフ地震発生時に、国からの支援を迅速かつ円滑に受け入れる体制を確保するために策定された「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」を踏まえ、災害応急対策の編に「南海トラフ地震の発生時における広域受援」に係る節を新設するとともに、道路施設の応急復旧におけるタイムラインに係る記載を追加するなど、必要な修正を行う。（p 3、4）

2 災害からの迅速な復旧・復興に伴う修正

- ・第4編の名称を「災害復旧」から「災害復旧・復興」に変更する。
- ・罹災証明書の交付の支援、県税の減免、住宅・労働に関する相談などの記載を整理・充実し、被災者等の生活再建に係る章の名称を「被災者等の再建等の支援」に変更するなど、必要な修正を行う。（p 5、6）
- ・また、被災した中小企業、農林水産業者の早期の事業再開を支援するため、事業資金の融資や関係団体等の支援情報の提供等の記載を整理・充実し、「商工業・農林水産業の再建支援」に係る章を新設するなど、必要な修正を行う。（p 6、7）

3 愛知県地域強靱化計画の策定に伴う修正

- ・国土強靱化基本法（強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法）に基づき、平成27年8月に愛知県地域強靱化計画が策定（平成28年3月に拡充）されたことに伴い、地域防災計画と愛知県地域強靱化計画との関係について記載するなど、必要な修正を行う。（p 8）

4 災害派遣福祉チーム（DCAT）の体制整備に伴う修正

- ・大規模自然災害時において、高齢者や障害者などの要配慮者を支援するため、県内被災地への福祉人材派遣の仕組みである愛知県災害派遣福祉チーム（愛知DCAT）を整備したことに伴い、必要な修正を行う。（p 8、9）

Ⅲ 防災基本計画の修正や法令の改正等に伴う修正事項

5 土砂災害への対策の強化に伴う修正

- ・広島土砂災害をはじめとした最近の土砂災害の教訓を踏まえ、災害予防の編の土砂災害防止対策に係る章の名称を「土砂災害等予防対策」として整理するとともに、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報（メッシュ情報）等を活用した避難勧告の発令範囲の設定や、避難準備情報の発令による自主的な避難の促進などの対策を追加するなど、必要な修正を行う。（p 9～12）

6 業務継続計画の策定に係る重要な要素の明確化に伴う修正

- ・県及び市町村が業務継続計画を策定する際に、少なくとも定めておくべき事項として、電気・水・食料等の確保や非常時優先業務の整理等を記載するなど、必要な修正を行う。（p 13）

7 実働組織間の調整に係る記載の修正

- ・国に対する支援の要請や相互の情報共有等を図るため、国の現地災害対策本部と県災害対策本部との合同会議の開催等必要な連絡調整を行うことなど、必要な修正を行う。（p 14）
- ・活動エリア・内容・情報通信手段等について情報共有及び活動調整等を行うため、災害現場で活動する警察・消防・自衛隊等において合同調整所を設置することなど、必要な修正を行う。（p 14）

8 重要情報の集約・調整に係る記載の修正

- ・人的被害の数（死者・行方不明者の数）について、県が一元的な集約・調整を行うことなど、重要情報の集約・調整に関して、必要な修正を行う。（p 14）

9 水防法の改正に伴う修正

- ・水防法が一部改正され、洪水、雨水出水及び高潮に係る最大規模を想定した浸水想定区域の指定が規定されたことなどに伴い、災害予防の編における「浸水想定区域における対策」に係る節を新設するなど、必要な修正を行う。（p 15～19）

10 下水道法の改正に伴う修正

- ・下水道法が一部改正され、下水道管理者は浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進するとされたことなどに伴い、必要な修正を行う。（p 19）

II_1 南海トラフ地震発生時における広域受援体制の確保に係る修正

【主な修正箇所】

地震・津波編 第2編 第11章
第3編 第4章、第8章

【新旧対照表】

地震・津波編 p35、54、55、64、65

地震・津波編 第2編第11章 第2節「広域応援体制の整備」

現行（平成27年6月修正）	改正案
<p>第2節 広域応援体制の整備</p> <p>1 県(防災局)及び市町村における措置</p> <p>(4) 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備 (追加)</p> <p>県及び市町村は、大規模な災害が発生し国等からの広域的な応援を受ける場合に、<u>自衛隊・警察・消防を始めとする広域応援部隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点及び受援体制について、関係機関と調整の上、確保、整備に努めるものとする。</u></p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>第2節 広域応援体制の整備</p> <p>1 県(防災局)及び市町村における措置</p> <p>(3) 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備</p> <p><u>ア 防災活動拠点の確保等</u></p> <p>県及び市町村は、<u>円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。</u></p> <p><u>イ 南海トラフ地震等発生時の受援計画</u></p> <p><u>南海トラフ地震発生時の広域応援については、国が、緊急輸送ルートや応援部隊等の活動、物資調達、燃料供給、防災拠点について具体的な計画を定めているところである。</u></p> <p><u>県は、国の活動に対応した受援計画を策定し、県、市町村及びその他の防災関係機関が実施すべき事項について定めておくものとする。</u></p> <p><u>なお、東海地震、東南海・南海地震発生時の対応についても同様とする。</u></p> <p><u>ウ 訓練、検証等</u></p> <p><u>県は、広域的な受援に係る計画や相互応援協定等の実効性を高めていくため、各種訓練等を通じた検証を行うとともに、検証結果や国、県、市町村、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。</u></p>

地震・津波編 第3編第4章 新第6節「南海トラフ地震の発生時における広域受援」

現行（平成27年6月修正）	改正案
<p>(追加)</p>	<p>第6節 南海トラフ地震の発生時における広域受援</p> <p>1 県(振興部、防災局、健康福祉部、建設部)、市町村、防災関係機関における措置</p> <p>南海トラフ地震の発生時においては、国が、「南海</p>

	<p><u>トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づき、あらかじめ定められた拠点等に対し、応援部隊等を派遣するとともに、物資の輸送等を行うこととなっている。</u></p> <p><u>県、市町村、防災関係機関は、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に基づき、国が実施する災害応急対策活動に対し、次の広域的な受援活動を実施するものとする。</u></p> <p><u>(1) 緊急輸送ルートの確保</u></p> <p><u>被害が甚大な地域へ人員・物資・燃料等の輸送活動が迅速かつ円滑に行われるための緊急輸送ルートの確保のための活動</u></p> <p><u>(2) 救助・救急、消火活動</u></p> <p><u>あらかじめ定めた救助活動拠点を開設し、広域応援部隊を迅速かつ円滑に受け入れるための活動</u></p> <p><u>(3) 災害医療活動</u></p> <p><u>全国から派遣されたDMAT等による被災地内における医療機関への支援・調整を行う活動</u></p> <p><u>(4) 物資調達</u></p> <p><u>国が被災県からの具体的要請を待たず支援する避難所避難者への支援物資の受入、配分に係る活動</u></p> <p><u>(5) 燃料供給</u></p> <p><u>災害応急活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料を確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する活動</u></p> <p>◆ 附属資料第 15「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」</p>
--	---

地震・津波編 第 3 編第 8 章 第 3 節「緊急輸送道路の確保」

現行（平成 27 年 6 月修正）	改 正 案
<p>第 3 節 緊急輸送道路の確保</p> <p>1 中部地方整備局における措置</p> <p>(2) 緊急輸送道路の機能の確保</p> <p>ア 津波等により、甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するためのくしの歯ルートを最優先に道路啓開する。</p>	<p>第 2 節 道路施設対策</p> <p>1 中部地方整備局における措置</p> <p>(2) <u>道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能の確保</u></p> <p>ア 津波等により、甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するためのくしの歯ルートを最優先に道路啓開する。<u>なお、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。</u></p>

※この他、中日本高速道路株式会社、県（建設部）、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社及び市町村における措置について、同様の記載あり。

II_2 災害からの迅速な復旧・復興に伴う修正

【主な修正箇所】

風水害等編 第4編 第1章、新第4章の新設 ※ 地震・津波編にも同様の記載あり

【新旧対照表】

風水害等編 p 110、111、113～117 地震・津波編 p 86、87、89～94

風水害等編 第4編第1章 第1節「義援金その他資金等による支援」、第3節「住宅等対策」

現行（平成27年6月修正）	改正案
<p>第1節 義援金その他資金等による支援</p> <p>1 県（<u>会計局</u>、健康福祉部、防災局）における措置</p> <p>（追加）</p> <p>（追加）</p> <p>（追加）</p> <p>（1）～（2）（略）</p> <p>（3）被災者に関する情報の提供</p> <p>災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。</p>	<p>第2節 被災者への経済的支援等</p> <p>1 県（<u>総務部</u>、健康福祉部、防災局、<u>会計局</u>、<u>各種免許・手数料等所管部局</u>）における措置</p> <p>（1）被災者生活再建支援金の支給</p> <p>県は、被災者生活再建支援法に基づき、同法の適用となる自然災害により全壊またはこれに準ずる程度の被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。</p> <p>なお、被災世帯への支援金の支給に関する事務は、被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県会館）に委託している。</p> <p>（2）県税の減免等</p> <p>県は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時的に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免等を行う。</p> <p>（3）被災者の権利・利益の保全</p> <p>特定非常災害の被災者の権利利益の保全を図るための特別措置に関する法律に基づき、特定非常災害に指定された災害時には、政令で定める各種免許証の有効期限の延長等の措置が講じられる。</p> <p>このような場合、県は、手数料等の減免等について、県独自の特例措置を検討するとともに、国の特例措置や県独自の特例措置について広報する。</p> <p>（4）～（5）（略）</p> <p>（削除） ※本章第1節1(2)に記載</p> <p>第1節 罹災証明書の交付等</p> <p>1 県（<u>防災局</u>）における措置</p> <p>（2）市町村への情報の提供</p> <p>県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。</p>

第3節 住宅等対策

1 県（建設部）における措置

(1) 災害公営住宅の建設

被害が甚大で市町村において災害公営住宅の建設が困難な場合は、県が市町村に代わり災害公営住宅を建設するものとする。

(2) 復旧相談に係る協力要請

被災した住宅・建築物の所有者に対する補修・復旧方法等についての技術的な助言に関して、復旧相談業務に関する協定に基づき関係団体に協力を要請する。

第4節 住宅等対策

1 県（建設部）における措置

(1) 災害公営住宅の建設

被害が甚大で市町村において災害公営住宅の建設が困難な場合は、県が市町村に代わり災害公営住宅を建設するものとする。

なお、災害公営住宅等の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

(2) 相談業務の支援

市町村が実施する住宅の再建・補修等に係る相談業務を支援するため、住宅の再建、修理、購入に係る融資等支援情報、既存不適格建築物に係る建築協定の活用等について市町村へ情報提供を行うものとする。

また、相談業務に関する協定に基づき、関係団体に対し、相談員の派遣を要請するとともに、必要に応じて県職員の応援派遣を行うものとする。

第4編 災害復旧・復興

第4章 商工業・農林水産業の再建支援

■ 基本方針

○ 被災した中小企業、農林水産業者に対し、事業資金の融資等による支援を行うとともに、関係団体等の支援情報をとりまとめて提供することにより、早期の事業再開を支援する。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 商工業の再建支援	県	1(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置 1(2) 金融支援等 1(3) 仮設工場・店舗等の確保策の検討 1(4) 観光振興
	市町村	2(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置
第2節 農林水産業の再建支援	県	1(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置 1(2) 金融支援等 1(3) 施設復旧
	市町村	2(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置 2(2) 金融支援等 2(3) 施設復旧

第1節 商工業の再建支援

1 県（産業労働部、振興部）における措置

(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

県は、県及び株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社商工組

合中央金庫等が実施する融資制度など被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報をとりまとめ、市町村、商工団体、金融機関に速やかに提供するとともに、広く被災者に広報する。

また、商工団体等が設置する相談窓口を補完するため、必要に応じて、総合的な相談窓口を設置する。

(2) 金融支援等

県は、被災した中小企業に対する資金対策として、小規模企業等振興資金（災害復旧資金）、中小企業組織強化資金（災害復旧資金）により、事業資金の融資を行う。また、独立行政法人中小企業基盤整備機構の災害復旧高度化事業の貸付に係る窓口業務を行う。

(3) 仮設工場・店舗等の確保策の検討

県は、被災した事業所が、修理・建替え等を行う間に一時的に使用する仮設工場・店舗等の貸与又は建設に対する支援措置を検討する。

(4) 観光振興

県は、必要に応じて、被災した観光資源の復旧支援策を検討するとともに、観光客誘致のためのイベント等を実施する。

2 市町村における措置

(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

市町村は、被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。

第2節 農林水産業の再建支援

1 県（農林水産部）における措置

(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

県は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。

(2) 金融支援等

県は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。

(3) 施設復旧

第1章 公共施設等災害復旧対策 参照

2 市町村における措置

(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

市町村は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。

(2) 金融支援等

市町村は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。

(3) 施設復旧

第1章 公共施設等災害復旧対策 参照

II_3 愛知県地域強靱化計画の策定に伴う修正

【主な修正箇所】

風水害等編 第1編 第1章 ※ 地震・津波編にも同様の記載あり

【新旧対照表】

風水害等編 p 3、4 地震・津波編 p 2、3

風水害等編 第1編第1章 第2節「計画の性格及び基本方針」

現行（平成27年6月修正）	改正案
<p>第2節 計画の性格及び基本方針 (追加)</p> <p>2 他の計画との関係 <u>(1) この計画の国土強靱化に関する部分は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づく「国土強靱化基本計画」との調和を保ちつつ、策定が進められている愛知県の国土強靱化地域計画を指針とするものとする。</u></p>	<p>第2節 計画の性格</p> <p>2 愛知県地域強靱化計画との関係 <u>強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条において、県が策定する国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る当該都道府県の計画等の指針となるべきものとされている。</u> <u>このため、この計画の国土強靱化に関する部分は、愛知県地域強靱化計画を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。</u> <u>ア 県民の生命を最大限守る</u> <u>イ 地域及び社会の重要な機能を維持する</u> <u>ウ 県民の財産及び公共施設、愛知県を始め中部圏全体の産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する</u> <u>エ 迅速な復旧復興を可能とする</u></p> <p>3 他の計画との関係 (削除)</p>

II_4 災害派遣福祉チーム（DCAT）の体制整備に伴う修正

【主な修正箇所】

風水害等編 第2編 第9章 ※ 地震・津波編にも同様の記載あり

【新旧対照表】

風水害等編 p 88 地震・津波編 p 71

風水害等編 第2編第9章 第2節「要配慮者支援対策」

現行（平成27年6月修正）	改正案
<p>第2節 要配慮者支援対策</p> <p>2 県（健康福祉部、県民生活部）における措置 (2) 広域調整・市町村支援</p>	<p>第2節 要配慮者支援対策</p> <p>2 県（健康福祉部、県民生活部）における措置 (2) 広域調整・市町村支援</p>

<p>保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、厚生労働省始め関係機関、関係団体への要請を行うとともに、広域調整等により市町村を支援するものとする。</p>	<p>保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、厚生労働省始め関係機関、関係団体への要請を行うとともに、広域調整等により市町村を支援する。 また、市町村からの要請により、必要に応じて災害派遣福祉チーム（DCAT）を編成し、派遣する。</p>
--	--

Ⅲ_5 土砂災害への対策の強化に伴う修正

【主な修正箇所】

風水害等編 第2編 新第3章、第9章、第3編 第2章

【新旧対照表】

風水害等編 p 20～22、45、55、58、60、61

風水害等編 第2編新第3章 基本方針、主な機関の措置

現行（平成27年6月修正）	改正案
<p>(追加) ※第2章及び第7節に記載されている内容</p> <p>(第7章 地盤災害の予防)</p> <p>■基本方針</p> <p>○ 県は、土砂災害危険箇所や地盤沈下地域を的確に把握し、情報を提供するとともに、市町村の地域防災計画に県の防災上の危険区域の指定状況を反映させるなど市町村との連携を強めて必要な防災対策を積極的に実施していくものとする。</p> <p>(追加)</p> <p>(第2章 水害予防対策)</p> <p>■基本方針</p> <p>○ 森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から県民の生命、財産の保全し、また、水源の涵養等を図るため、復旧治山事業等の治山対策を推進する。なお、推進を図る上で、避難行動要支援者の人命保護が重要である。</p> <p>(追加)</p> <p>○ 集中豪雨等に伴う土石流・土砂流出、急傾斜地の崩壊、地すべり等による災害から人命・財産を守るため、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び地すべり対策事業を推進する。また、土砂災害危険箇所の周知、土砂災害警戒区域等の指定、防災意識の普及等の総合的な土砂災害対策を推進する。</p>	<p>第3章 土砂災害等予防対策</p> <p>■基本方針</p> <p>○ 土砂災害危険箇所や山地災害危険地区を的確に把握し、情報を提供するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を推進する。</p> <p>○ 土砂災害等に係る区域の指定等により、土地利用の適正誘導を図るとともに、避難警戒体制を整備する。</p> <p>○ 森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から県民の生命、財産の保全し、また、水源の涵養等を図るため、復旧治山事業等の治山対策を推進する。</p> <p>○ 治山対策の推進を図る上で、避難行動要支援者の人命保護が重要である。</p> <p>○ 集中豪雨等に伴う土石流・土砂流出、急傾斜地の崩壊、地すべり等による災害から人命・財産を守るため、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び地すべり対策事業を推進する。</p>

(第7章 地盤災害の予防)

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 土地利用の 適正誘導	(略)	(略)
第2節 宅地造成の 規制誘導	県、市町村	(1) 宅地造成工事規制区域 (2) 造成宅地防災区域 (3) 宅地危険箇所の防災パ トロール
第3節 土砂災害の 防止	中部地方整備 局、県	1(1) 土砂災害危険箇所等に 関する措置 1(2) 土砂災害警戒区域等に 関する警戒避難体制の整備 の支援
(追加)	(追加)	(追加)
※第2章第3節に記載されている内容		
(追加)	(追加)	(追加)
※第2章第1節に記載されている内容		
(追加)	(追加)	(追加)
※第2章第2節に記載されている内容		
第4節 地盤沈下の 防止	中部経済産業 局、中部地方 整備局、県	(1) 調査・観測の継続実施 (2) 地下水の揚水規制と代 替水の確保・供給 (3) 防災対策
(追加)	(追加)	(追加)
※本章第2節に記載されている内容		
第5節 被災宅地危 険度判定の 体制整備	(略)	(略)

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 土地利用の 適正誘導	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)
※本章第6節に記載		
第2節 土砂災害の 防止	県	1(1) 土砂災害危険箇所等の把握 1(2) 土砂災害警戒区域等の指定 1(3) 土砂災害警戒区域等に関する 情報の提供 1(4) 土砂災害等に係る指定等がさ れた区域内の主な対策 1(5) 土砂災害監視システムの整備 1(6) 避難勧告の発令基準に係る助 言等総合的な土砂災害対策の推進
(略)	(略)	(略)
第3節 砂防対策	中部地方 整備局、 県、市町 村	1(1) 砂防事業 1(2) 急傾斜地崩壊対策事業 1(3) 地すべり対策事業 1(4) 総合土砂災害対策
第4節 治山対策	中部森林 管理局、 県	1(1) 復旧治山事業 1(2) 予防治山事業 1(3) 保安林整備事業 1(4) 地域防災対策総合治山事業 1(5) 水源地域整備事業 1(6) 共生保安林整備事業
第5節 要配慮者利 用施設に係 る土砂災害 対策	県、市町 村 市町村 要配慮者 利用施設	1(1) 県土保全事業の推進 1(2) 施設管理者等に対する情報の 提供 1(3) 施設管理者等に対する防災知 識の普及 2 施設管理者に対する連絡体制の 確立 3 社会福祉施設等における対策
(削除)	(削除)	(削除)
※第2章第7節に記載		
第6節 宅地造成の 規制誘導	県、市町 村	(1) 宅地造成工事規制区域 (2) 造成宅地防災区域 (3) 宅地危険箇所の防災パトロー ル
第7節 被災宅地危 険度判定の 体制整備	(略)	(略)

風水害等編 第2編第9章 第3節「避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成」

現行（平成27年6月修正）	改正案
<p>第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</p> <p>1 市町村における措置</p> <p>(1) マニュアルの作成 (追加)</p>	<p>第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</p> <p>1 市町村における措置</p> <p>(1) マニュアルの作成</p> <p><u>カ 避難勧告等の発令基準等については、次の点に留意すること</u></p> <p><u>(イ) 土砂災害に係る避難勧告等については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報（メッシュ情報）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難勧告等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること</u></p>

風水害等編 第3編第2章 基本方針、第1節「気象警報等の発表」、第2節「避難の勧告・指示」

現行（平成27年6月修正）	改正案
<p>■ 基本方針</p> <p>(追加)</p>	<p>■ 基本方針</p> <p><u>○ 避難準備情報の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。</u></p>
<p>第1節 気象警報等の伝達</p> <p>(追加)</p>	<p>第1節 気象警報等の発表、伝達</p> <p>5 土砂災害警戒情報（名古屋地方気象台及び県（建設部）における措置）</p> <p><u>名古屋地方気象台及び県は、分けられた区ごとに、土砂災害発生の危険度が高まったときに、共同して土砂災害警戒情報を発表し、関係機関に連絡する。</u></p> <p><u>また、県は、土砂災害警戒情報を補足し、避難勧告等の発令対象地域を特定するための参考情報として、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報（メッシュ情報）を市町村や住民に提供する。</u></p>
<p>第2節 避難の勧告・指示</p> <p>1 市町村における措置</p> <p>(1) 避難のための準備情報・勧告・指示 (追加)</p>	<p>第2節 避難の勧告・指示</p> <p>1 市町村における措置</p> <p>(1) 避難のための準備情報・勧告・指示</p> <p><u>ア 避難勧告・避難指示</u></p> <p><u>気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難勧告等の発令基準に基づき、速やかに的確な避難勧告・指示を行うものとする。</u></p>

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示又は勧告する。

(追加)

また、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するため、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者に早めの段階で避難行動を求める避難準備（要配慮者避難）情報を伝達する。

(追加)

なお、周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保に関する措置を指示することができる。

(追加)

(追加)

その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示又は勧告する。

避難勧告の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。

また、勧告・指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備情報の提供に努める。

イ 避難準備情報

一般住民に対して避難準備（家屋被害に対する事前対策や避難場所で滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備（要配慮者避難）情報を伝達する。

また、必要に応じ、避難準備情報の発令等とあわせて指定緊急避難所を開設する。

ウ 屋内避難

周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保に関する措置を指示することができる。

エ 対象地域の設定

避難準備情報や避難勧告・指示等を行うにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。

オ 事前の情報提供

避難勧告や指示等に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。

Ⅲ_6 業務継続計画の策定に係る重要な要素の明確化に伴う修正

【主な修正箇所】

風水害等編 第2編 第8章 ※ 地震・津波編にも同様の記載あり

【新旧対照表】

風水害等編 p 37 地震・津波編 p 20

風水害等編 第2編第8章 「防災施設・設備及び災害用資機材の整備」

現行（平成27年6月修正）	改 正 案
<p>防災施設・設備及び災害用資機材の整備</p> <p>1 県（防災局、建設部、関係部局）、市町村及び防災関係機関における措置</p> <p>（追加） ※第1章第1節に記載されている内容</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（第1章 防災協働社会の形成推進）</p> <p>（第1節 防災協働社会の形成推進）</p> <p>（1 県（防災局、各部局）及び市町村における措置）</p> <p>（3）業務継続計画の策定</p> <p>県及び市町村は、激甚な被害を被った場合に備え、発災後に実施する災害応急対策及び継続する必要性の高い通常業務等を行うための業務継続計画を策定し、そのために必要な実施体制を整えるよう努めるものとする。</p> <p>また、計画策定後は、より実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保に努めるとともに、定期的な研修・訓練等を通じた見直しを行うことにより、計画の定着や改訂などを行うものとする。</p> </div>	<p>防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</p> <p>1 県（防災局、建設部、関係部局）、市町村及び防災関係機関における措置</p> <p>（3）公的機関の業務継続性の確保</p> <p>ア 県、市町村及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。</p> <p>また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。</p> <p>イ 県及び市町村は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。</p> <p>①不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制</p> <p>②本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定</p> <p>③電気・水・食料等の確保</p> <p>④災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保</p> <p>⑤重要な行政データのバックアップ</p> <p>⑥非常時優先業務の整理</p>

Ⅲ_7 実働組織間の調整に係る記載の修正

【主な修正箇所】

風水害等編 第3編 第1章、第5章 ※ 地震・津波編にも同様の記載あり

【新旧対照表】

風水害等編 p 54、74 地震・津波編 p 40、56

風水害等編 第3編第1章 第1節「災害対策本部の設置・運営」

現行（平成27年6月修正）	改正案
第1節 災害対策本部の設置・運営 1 県（防災局）における措置 （追加）	第1節 災害対策本部の設置・運営 1 県（防災局）における措置 <u>(7) 国の現地災害対策本部との調整</u> <u>国の現地災害対策本部が設置された場合は、国に対する支援の要請や相互の情報共有等を図るため、合同会議の開催等必要な連絡調整を行う。</u>

風水害等編 第3編第5章 第1節「救出・救助活動」

現行（平成27年6月修正）	改正案
第1節 救出・救助活動 （追加）	第1節 救出・救助活動 8 合同調整所の設置 <u>災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。</u> <u>また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）や緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。</u>

Ⅲ_8 重要情報の集約・調整に係る記載の修正

【主な修正箇所】

風水害等編 第3編 第3章 ※ 地震・津波編にも同様の記載あり

【新旧対照表】

風水害等編 p 66 地震・津波編 p 46

風水害等編 第3編第3章 第1節「被害状況等の収集・伝達」

現行（平成27年6月修正）	改正案
第1節 被害状況等の収集・伝達 2 県（防災局、関係部局）の措置 （追加）	第1節 被害状況等の収集・伝達 2 県（防災局、関係部局）の措置 <u>(7) 人的被害の数の一元的な集約・調整</u> <u>県は、人的被害の数（死者・行方不明者の数）について、一元的な集約・調整を行う。その際県は、市町村、県警察、自衛隊、第四管区海上保安本部を始めとする防災関係機関が把握している人的被害の数について収集し、整理・突合・精査を行う。</u>

Ⅲ_9 水防法の改正に伴う修正

【主な修正箇所】

風水害等編 第2編 第2章

【新旧対照表】

風水害等編 p 10、14～19

風水害等編 第2編第2章 基本方針、新第4節「浸水想定区域における対策」

現行（平成27年6月修正）	改正案				
<p>■ 基本方針 (追加)</p>	<p>■ 基本方針 ○水災による被害の軽減を図るため、<u>浸水想定区域の指定等、水防法等に基づく減災対策を推進する。</u></p>				
<p>(追加)</p>	<p>第4節 浸水想定区域における対策 1 洪水浸水想定区域の指定（中部地方整備局、県（建設部）における措置） (1) 区域の指定 <u>中部地方整備局及び県は、水防法に基づき、洪水予報を実施する河川又は特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。</u> (2) 市町村への情報提供</p>				
<p>(追加) ※第2章第4節に記載されている内容</p> <p>（第2章 水害予防対策） （第4節 河川防災対策） （1 中部地方整備局、県（建設部）及び市町村における措置） <u>（4）河川情報の提供等</u> 中部地方整備局及び県は、<u>水防法に基づき浸水想定区域を指定するとともに、浸水想定等の情報を提供することにより、市町村のハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。</u> (略)</p>	<p>○ 洪水予報を行う河川</p> <table border="1" data-bbox="842 1435 1441 1697"> <tr> <td data-bbox="842 1435 979 1570">国土交通大臣指定</td> <td data-bbox="979 1435 1441 1570">木曾川（中流・下流）、長良川（下流）、庄内川、矢田川、矢作川、豊川、豊川放水路</td> </tr> <tr> <td data-bbox="842 1570 979 1697">愛知県知事指定</td> <td data-bbox="979 1570 1441 1697">新川、天白川、日光川、境川、逢妻川（5河川）</td> </tr> </table>	国土交通大臣指定	木曾川（中流・下流）、長良川（下流）、庄内川、矢田川、矢作川、豊川、豊川放水路	愛知県知事指定	新川、天白川、日光川、境川、逢妻川（5河川）
国土交通大臣指定	木曾川（中流・下流）、長良川（下流）、庄内川、矢田川、矢作川、豊川、豊川放水路				
愛知県知事指定	新川、天白川、日光川、境川、逢妻川（5河川）				
	<p>○ 水位情報を周知する河川</p> <table border="1" data-bbox="842 1742 1441 2042"> <tr> <td data-bbox="842 1742 979 1832">愛知県知事指定</td> <td data-bbox="979 1742 1441 2042">八田川、矢田川、香流川、内津川、扇川、山崎川、大山川、五条川、青木川、領内川、蟹江川、福田川、阿久比川、矢作古川、乙川、広田川、猿渡川、籠川、逢妻女川、音羽川、柳生川、梅田川、佐奈川（23河川）</td> </tr> </table>	愛知県知事指定	八田川、矢田川、香流川、内津川、扇川、山崎川、大山川、五条川、青木川、領内川、蟹江川、福田川、阿久比川、矢作古川、乙川、広田川、猿渡川、籠川、逢妻女川、音羽川、柳生川、梅田川、佐奈川（23河川）		
愛知県知事指定	八田川、矢田川、香流川、内津川、扇川、山崎川、大山川、五条川、青木川、領内川、蟹江川、福田川、阿久比川、矢作古川、乙川、広田川、猿渡川、籠川、逢妻女川、音羽川、柳生川、梅田川、佐奈川（23河川）				

(追加)

2 雨水出水浸水想定区域の指定（県（建設部）、市町村における措置）

(1) 区域の指定

県又は市町村は、水防法に基づき、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

(2) 市町村への情報提供

県は、雨水出水浸水想定区域を指定したときには、関係市町村に雨水出水浸水想定等の情報を提供することにより、市町村の雨水出水ハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。

(追加)

3 高潮浸水想定区域の指定（県（建設部）における措置）

(1) 区域の指定

県は、水防法に基づき、高潮特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する海岸として指定した海岸について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。

(2) 市町村等への情報提供

県は、高潮浸水想定区域を指定したときには、関係市町村に高潮浸水想定等の情報を提供することにより、市町村の高潮ハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。

なお、県は、住民の自主避難や迅速かつ的確な避難態勢の確保を図るため、平成 26 年 11 月に高潮による浸水リスク情報（高潮浸水想定図、解説書）をインターネットにより公開している。

(追加) ※第 2 章第 5 節に記載されている内容

(第 2 章 水害予防対策)

(第 5 節 海岸防災対策)

(1 県（建設部、農林水産部）、名古屋港管理組合及び市町村における措置)

(3) 高潮による浸水リスク情報の提供

県は、住民の自主避難や迅速かつ的確な避難態勢の確保を図るため、高潮による浸水リスク情報（高潮浸水想定図、解説書）をインターネットにより公開する。また、高潮浸水想定区域等の情報を提供し、市町村の高潮ハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。

(追加) ※第2章第4節に記載されている内容

(第2章 水害予防対策)

(第4節 河川防災対策)

2 浸水想定区域のある市町村における措置

(1) 市町村地域防災計画に定める事項

市町村防災会議は、洪水浸水想定区域の指定のあったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実強化を図る。

ア (略)

イ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

(追加)

ウ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

(ア) 地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設)

でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

(イ) 要配慮者利用施設(主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設)でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

(ウ) (略)

エ ウを定めるときは、施設の区分に応じ、洪水予報等の伝達方法

(2) 防災マップ等の配布

浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した防災マップ

4 浸水想定区域のある市町村における措置

(1) 市町村地域防災計画に定める事項

市町村防災会議は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域(以下「浸水想定区域」という。)の指定のあったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実強化を図る。

ア (略)

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

(ア) 地下街等(※)でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時(以下「洪水時等」という。)の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

※ 地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設(地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。)

(イ) 要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設)でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

(ウ) (略)

エ エを定めるときは、施設の区分に応じ、洪水予報等の伝達方法

(2) ハザードマップ(防災マップ)の配布

浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民、滞在者その他の者に周知させるため、これ

プ等の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

3 地下街等の所有者又は管理者における措置

(略)

(1) 計画の策定

単独で又は共同して、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、公表。

(2) 訓練の実施

地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練の実施。

(3) 自衛水防組織の設置

地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市町村への設置の報告。

4 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置

(略)

(1) 計画の策定

要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成

(2) 訓練の実施

要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施

(3) 自衛水防組織の設置

要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置及び市町村への報告

らの事項を記載した印刷物（ハザードマップ（防災マップ））の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

5 地下街等の所有者又は管理者における措置

(略)

(1) 計画の策定

単独で又は共同して、当該地下街等の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、公表。

なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努めるものとする。

(2) 訓練の実施

地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止のための訓練の実施。

(3) 自衛水防組織の設置

地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市町村への設置の報告。

6 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置

(略)

(1) 計画の策定

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成

(2) 訓練の実施

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施

(3) 自衛水防組織の設置

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置及び市町村への報告

<p>5 大規模工場等の所有者又は管理者における措置</p> <p>(略)</p> <p>(1) 計画の策定 大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成</p> <p>(2) 訓練の実施 大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練の実施</p> <p>(3) 自衛水防組織の設置 大規模工場等の洪水時の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市町村への報告</p>	<p>7 大規模工場等の所有者又は管理者における措置</p> <p>(略)</p> <p>(1) 計画の策定 大規模工場等の洪水時、<u>雨水出水時又は高潮時</u>の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成</p> <p>(2) 訓練の実施 大規模工場等の洪水時、<u>雨水出水時又は高潮時</u>の浸水の防止のための訓練の実施</p> <p>(3) 自衛水防組織の設置 大規模工場等の洪水時、<u>雨水出水時又は高潮時</u>の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市町村への報告</p>
--	--

Ⅲ_10 下水道法の改正に伴う修正

【主な修正箇所】

風水害等編 第2編 第2章
第5章 ※ 地震・津波編にも同様の記載あり

【新旧対照表】

風水害等編 p 14、34 地震・津波編 p 10

風水害等編 第2編第2章 新第2節 「雨水出水対策」

現行（平成27年6月修正）	改正案
<p>(追加) ※第5章第5節に記載されている内容</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(第5章 都市の防災性の向上)</p> <p>(第5節 都市排水対策)</p> <p>2 関連調整事項</p> <p>(追加)</p> <p>(3)、(4) (略)</p> </div>	<p>第2節 雨水出水対策</p> <p>2 関連調整事項</p> <p>(3) <u>下水道管理者（県（建設部）及び市町）は、浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。</u></p> <p>(4)、(5) (略)</p>

風水害等編 第2編第5章 第2節 「ライフライン関係施設対策」

現行（平成27年6月修正）	改正案
<p>第2節 ライフライン関係施設対策</p> <p>5 下水道</p> <p>下水道事業者は、次の対策を実施する。</p> <p>(追加)</p>	<p>第2節 ライフライン関係施設対策</p> <p>5 下水道</p> <p>下水道管理者 <u>（県（建設部）及び市町）</u> は、次の対策を実施する。</p> <p>(4) <u>協定の締結</u></p> <p><u>発災後においても下水道施設の維持又は修繕が、迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。</u></p>